

米原市放課後児童クラブ ご利用の手引き（令和6年度）



ヒトが
生きるには
ココチよい
biwakonomoto.jp



米 原 市



くらし支援部 子育て支援課

電話 0749-53-5131



※本冊子に記載されている内容は、令和6年2月時点のものであり、今後、変更となる場合があります。

目 次

1	放課後児童クラブについて	・・・	1 ページ
2	入会手続きについて	・・・	5 ページ
3	ご利用に当たってのお願いとお断り	・・・	8 ページ
4	夕延長・朝延長利用について	・・・	12 ページ
5	土曜日利用について	・・・	14 ページ
6	保護者負担金の取扱いについて	・・・	16 ページ
7	負担金の減額・免除について	・・・	19 ページ
8	お問い合わせ	・・・	22 ページ

湖国の感動 未来へつなぐ
わたSHIGA輝く
国スポ・障スポ2025

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会



1 放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは・・・

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）とは、市内の小学校に通っていて、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、学校の授業終了後等に生活と遊びの場を提供するところです。

2 令和6年度変更内容

◆保護者負担金が変更となります。

区 分	令和6年度から	令和5年度まで
年間利用（月額）	10,000 円	9,000 円
土曜日利用（月額）	4,000 円	3,000 円
学校始休業日（4月春休み）	4,000 円	3,000 円
夏季休業日（夏休み）	18,000 円	13,000 円
冬季休業日（冬休み）	4,000 円	3,000 円
学年末休業日（3月春休み）	4,000 円	3,000 円

※令和6年度から負担金に、スポーツ安全保険代（800円/年）が含まれます。

※保護者負担金は、5年ごとに見直しを行うこととしています。

3 受入対象

米原市内の小学校に在学する児童で、保護者の就労、疾病等の理由により、小学校の放課後等に養育を受けることができない児童

4 開設期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 開設時間

区 分	開設時間
学校授業日	下校時から18時まで
長期休業期間（春・夏・冬休み）	8時から18時まで

6 利用区分

利用区分は、「年間利用」と「長期休業期間利用」の2区分となっています。

区 分	内 容
1 年間利用	1年（学校授業日および長期休業期間）を通じて利用する場合
2 長期休業期間利用	<u>長期休業期間だけ</u> を利用する場合

7 延長利用

保護者の勤務時間や通勤時間などの都合により、利用時間が開設時間を超過してしまう場合は、次の延長利用をご利用ください。ただし、事前に申込みが必要です。

区 分	延長時間	備 考
夕延長利用	18時から18時30分まで	18時30分に閉所
朝延長利用	7時30分から8時まで	長期休業期間中のみ

※延長利用を申し込まれていない方が都合により、急きょ利用される場合は、緊急時延長利用（有料）の利用が可能です。（詳細は 12ページをご確認ください。）

※施設は18時30分で閉所しますので、必ず時間を厳守してください。時間を守られない場合、利用をお断りする場合があります。

8 土曜日利用

保護者が就労等により昼間家庭に居られないため土曜日も利用される場合は、次の「土曜日利用」をご利用ください。ただし、事前に申込みが必要です。

区 分	開設時間	備 考
土曜日利用	8時から17時まで	年間利用の方のみ

※土曜日利用の朝延長利用、夕延長利用はありません。

※開設クラブは、「坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）」と「伊吹児童クラブ（いぶきっ子クラブ）」の2か所です。

【参考】利用可能なサービス

区 分	利用可能サービス		
	夕延長利用 18:00~18:30	朝延長利用 7:30~8:00	土曜日利用 8:00~17:00
1 年間利用	○	○（※）	○
2 長期休業期間利用	○	○	×

※長期休業期間のみ

9 休業日（開設しない日）

休業日	日曜日、祝日
	8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日まで

※臨時休業については10～11ページをご確認ください。

10 各公設児童クラブの名称・小学校区・所在地

名 称（愛 称）	小学校区	所 在 地
米原第1児童クラブ （まいはらっ子クラブ）	米 原	入江296 （米原第1児童クラブ専用棟※旧米原幼稚園）
米原第2児童クラブ （あしたばひろば）		入江307 ・1～3年生：グラウンド西側専用棟【新設棟】 ・4～6年生：米原小学校校舎側専用棟
河南児童クラブ	河 南	枝折77（河南小学校内）
坂田第1児童クラブ （さかっこクラブ）	坂 田	宇賀野273 （坂田第1児童クラブ専用棟・旧坂田診療所）
坂田第2児童クラブ （お家笑里クラブ）		顔戸1513（近江学びあいステーション内）
息長児童クラブ （げんきッズ息長）	息 長	能登瀬1339（息長小学校内）
大原児童クラブ （はらっぱ）	大 原	野一色1184 （大原児童クラブ専用棟・旧大原幼稚園）
山東児童クラブ （ほたるっ子310）	山 東	志賀谷1907（山東児童クラブ専用棟 ※旧山東生涯学習センター）
柏原児童クラブ （のびっ子）	柏 原	柏原2320（柏原小学校内）
伊吹児童クラブ （いぶきっ子クラブ）	伊吹・ 春照	春照37（伊吹薬草の里文化センター内） 杉澤817（春照小学校内※夏季休業期間のみ）

※年間利用児童は、通学されている小学校区の児童クラブへ入会していただきます。

※米原第1児童クラブ、米原第2児童クラブ、坂田第1児童クラブ、坂田第2児童クラブ、大原児童クラブ、伊吹児童クラブについては、クラス分けを行い、運営させていただきます。

※米原第2児童クラブについては、学年により施設（棟）が異なりますのでご注意ください。

11 利用定員（受入施設の面積や小学校の児童数から設定）

名 称	利用定員 年間（年間＋ 長期休業期間）	名 称	利用定員 年間（年間＋ 長期休業期間）
米原第1児童クラブ （まいはらっ子クラブ）	120人	息長児童クラブ （げんきッズ息長）	40人 （70人）
米原第2児童クラブ （あしたばひろば）	80人 （130人）	大原児童クラブ （はらっぱ）	110人 （130人）
河南児童クラブ	40人 （40人）	山東児童クラブ （ほたるっ子310）	40人 （50人）
坂田第1児童クラブ （さかっこクラブ）	100人 （140人）	柏原児童クラブ （のびっ子）	40人 （40人）
坂田第2児童クラブ （お家笑里クラブ）	70人 （95人）	伊吹児童クラブ （いぶきっ子クラブ）	50人 （110人）

12 米原小学校区および坂田小学校区の運営体制について

① 米原小学校区は「米原第1児童クラブ（まいはらっ子クラブ）」・「米原第2児童クラブ（あしたばひろば）」2クラブの選択制となります。

② 令和6年度について、米原第1児童クラブ（まいはらっ子クラブ）は、年間利用の申込みで定員に達したため、長期休業期間のみの利用受け入れはありません。

③ 坂田小学校区は「坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）」・「坂田第2児童クラブ（お家笑里クラブ）」2クラブの選択制となります。

※ 2クラブの入会申込児童数に著しく偏りがある場合、それぞれの児童クラブが適正規模となるように利用調整を行います。（年間利用が優先となります。）

※ 学年によるクラブ選択の制限はありません。

2 入会手続きについて

入会については、受付期間があります。以下の特別な事情がある場合に限り、受付期間後の随時申込みを受け付けますが、児童クラブの定員の空き状況等により個別対応することになりますので、全ての方が途中入会できるわけではありません。

以下の条件すべてに当てはまる場合に限り、途中入会の申込みを受け付けます。

- ・年間利用であること。
- ・入会を希望する児童が1年生から3年生であること。
- ・クラブの定員に空きがあること（ただし、定員に空きがあっても、新たに支援員の配置が必要となる場合は入会できません。）

■入会受付期間

利用区分	受付期間	就労証明書等 有効期間
令和6年 夏休み（7月・8月）	令和6年5月上旬	<u>令和6年4月1日 以降</u> に発行されたもの
令和6年 冬休み（12月・翌年1月） 令和7年 3月・4月春休み 令和7年 年間利用（R7.4からR8.3）	令和6年10月中旬 旬から下旬予定	<u>令和6年9月1日 以降</u> に発行されたもの
令和7年度 途中入会（新1～3年生のみ） ※令和6年11月から令和7年3月の間の随時受付はありませんのでご注意ください。	令和7年4月から 随時受付	<u>上記の申請期間内に申 請できなかった方は、 5月以降の利用調整と なります。</u>

■入会申込について（随時申込以外）

電子申請（マイナポータル）となりますので、利用区分ごとの受付期間内に申請をお願いします。

電子申請の方法が分からない方やインターネット環境が無い方は、子育て支援課窓口で申請の支援を行います。

○スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。（控えをダウンロードできます。）

○マイナンバーカードは無くても申請できますが、あると一部入力を省略できます。

※就労証明書等の様式は、市公式ウェブサイトに掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてください。



公式 WEB サイト

■提出先

マイナポータル（アプリまたは Web サイト）から提出

○マイナポータル（パソコン等で申請する場合の Web サイトはこちら）

URL：<https://myrna.go.jp/>

○随時申込を希望される方は、子育て支援課へお問合せください。

■提出書類

申込書に記載されている父母については、就労証明書等の提出が必要です。

※証明書類とは、以下のものを指します。

① 就労証明書（利用区分ごとに有効期間がありますのでご注意ください。）

就労されている方は、勤務先で証明を受けてください。

児童が帰宅する時間に、保護者が就労等で家庭にいないことが入会の要件となりますので、年間利用を希望される場合、おおむね 15 時以降まで就労されていることが確認できる証明書を提出していただく必要があります。

※月 12 日以上（1 日 4 時間以上）就労が常態である必要があります。

※土曜日利用をするには、保護者全員が恒常的に土曜日に就労している必要があります、不定期な休日出勤等は対象外となります。（就労証明書の就労日の土曜日の欄にチェックが入っている必要があります。）

② 自営業の場合

自営業の方は、確定申告書の写し（第 1 表および第 2 表）と合わせて、就労証明書を添付してください。（起業初年度で確定申告がまだの方は、開業許可証等事業を開始したことが分かる書類を添付してください。）

※勤務時間の要件は、①と同じです。

③ 農業申立書

農業に従事されている方は、確定申告書の写し（第 1 表および第 2 表）と合わせて、耕作面積や従事者等を申立てしてください。

④ 介護・看護（その他）申立書

介護（看護）に携わる方は、介護（看護）の対象者および状態を証明する書類（身体障害者手帳、診断書、要介護者認定証等の写し）を添付してください。

受付期間後の入会申込については、別途特別な事情を申立てしてください。

⑤ カリキュラム（在学証明書）

職業訓練等、学生の方は、在学中（予定）の学校で証明を受けてください。

※必ず市所定の様式で提出してください。

⑥ 診断書

病気により家庭で児童の保育ができない方は、医師の証明を受けてください。

⑦ 出産の場合

母子手帳の写しを添付してください。

出産のために家庭で保育ができない場合、出産事由での利用承諾期間は産前2か月、産後6か月が限度です。

※⑦は、保護者が就労されていない場合の制度です。保護者が産前・産後休業または育児休業中の場合は、当該休業を取得中（予定）であることが記載された就労証明書を提出されれば、休業取得中もクラブの利用が可能です。

3 ご利用に当たってのお願いとお断り

■お子様の送迎について

お迎えは、原則、保護者の方または祖父母等大人の方で責任を持ってお願いします。なお、あらかじめ、児童クラブの支援員にお迎えの時間、お迎えの方について連絡をお願いします。また、お迎えの時間は、必ず開設時間（18時30分）内にお願いします。また、お子様だけを見守るクラブの入口に置いて行くことはしないようお願いします。

■児童クラブの入退室状況・利用予定の報告等について

クラブへの入室・退室状況の把握、利用予定の報告やクラブや市からの連絡等を専用アプリ（安心でんしょばと）で行います。

利用決定後に登録用紙を交付しますので必ず保護者登録をお願いします。（クラブへの月ごとの利用予定の報告、クラブや市からの連絡を受取る際に必ず必要となります。）

■利用内容の変更について

- ・当初に申込みされた利用区分（年間利用・長期休業期間利用）は、原則、変更できません。

※やむを得ない事情がある場合は、子育て支援課へご相談ください。

- ・延長利用および土曜日利用等の利用内容を変更される場合は、「放課後児童クラブ変更事項届出書」を市へ提出してください。

※変更する月の前月の20日までに市へ提出をお願いします。



電子申請はこちらから

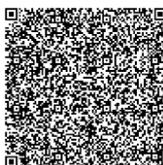
マイナポータル⇒手続の検索・電子申請⇒「滋賀県・米原市・子育て」で検索
⇒放課後児童クラブ変更事項届出書

- ・退会の手続き

家庭事情の変更等（転出、退職等）により退会される場合は、必ず「放課後児童クラブ退会届」を市へ提出してください。（退会后、年度内の再入会は不可）

※日割り計算はありませんので、退会する月の20日までに市へ提出をお願いします。

- ・変更・退会の手続きを前月20日までにされなかった場合は、対象期間に欠席であっても、当初に申込みをされた期間の負担金（活動費）が必要となります。



電子申請はこちらから

マイナポータル⇒手続の検索・電子申請⇒「滋賀県・米原市・子育て」で検索
⇒放課後児童クラブ退会届

※長期休業期間に係る変更の期限には、十分にご注意ください。

変更開始	提出期限	変更開始	提出期限
4月春休み変更	令和6年3月20日(水)	冬休み変更 (12月・1月)	令和6年11月20日(水)
夏休み変更 (7月・8月)	令和6年6月20日(木)	3月春休み変更	令和7年2月20日(木)

■入会の保留または取消について

次に該当する場合は、入会をお断り、保留または退会していただく場合がありますので、ご注意ください。

※米原市放課後児童クラブ条例第7条（利用の制限等）

- ① 利用定員に達しているとき
- ② 児童の疾病その他の事由により他の児童に影響を及ぼすおそれのある場合
- ③ 児童クラブの集団生活または管理運営に支障が生ずると認められるとき
例)・児童や保護者が他の児童や支援員に危害を加える場合（暴行や傷害、暴言）
・児童クラブの施設や備品等を故意に破壊する行動を行う場合
・児童クラブでの必要な指示に従わない場合
・児童クラブの施設外に無断で出る場合 など
- ④ 保護者の離職等により家族状況が変化し、家庭で児童の養育が可能となった場合
- ⑤ 特別の理由がなく長期（3か月程度）にわたり児童クラブの利用がない場合
- ⑥ 保護者が放課後児童クラブ保護者負担金を納付しない場合

■お子様の利用意向について

入会については、お子様も児童クラブを利用することについて同意していることをご確認のうえお申し込みください。初めて利用される場合は、開設場所の確認やお迎えの出入口など、お子様と一緒にご確認いただき、安心して利用していただけるようお願いします。

■児童クラブの施設・備品について

児童の故意による行動で児童クラブの施設や備品を破損した場合は、その修理費の全額を保護者の方に負担していただくこととなりますので、ご承知おきください。

※故意による破壊行為等に対する保険適用はありません。

■利用予定の連絡

児童クラブでは、あらかじめ、利用予定表の提出をしていただくことにより、利用の予定を把握しています。利用当日、都合により欠席される場合は、必ず児童クラブまで連絡願います。クラブへの連絡がなかった場合、お子様が帰宅すると言われても安全確保のためクラブでお預かりすることとなりますのでご承知おきください。

※学校からクラブへの連絡はありませんので、学校への連絡とは別に必ずクラブへ連絡してください。

■緊急時の連絡先

お子様が急に体調不良を起こしたときや、万一事故が発生したときなどは、緊急連絡先にご連絡し、予定時刻より早めのお迎えなどの対応をご相談させていただきます。

■学校の臨時休校等における対応について

・学校が臨時休校となった場合

【台風による臨時休校の場合】

台風などの気象状況により暴風警報等が発令され、小学校が臨時休校となった場合、安全のため、自宅待機が基本となります。

しかし、やむを得ず自宅で過ごすことができない場合は、当日児童クラブへおむね8時以降に連絡をしていただき、何時から受け入れが可能であるか確認したうえでご利用ください。また、児童の安全確保の観点から、早めのお迎えをお願いする場合がありますので、状況に応じて対応をお願いします。

【大雪による臨時休校の場合】

降雪・積雪により大雪警報等が発令され、小学校が臨時休校となった場合、児童クラブも「臨時休業」といたします。

・長期休業期間の場合

小学校の長期休業期間に台風や大雪による影響が予測される場合、児童クラブ開設の可否については、市においてあらかじめ判断し、各児童クラブから連絡いたします。

・学校の下校時刻が繰り上げとなった場合

台風や大雪により、小学校が繰り上げ下校となった場合、児童の安全確保の観点から、学校での待機や、早めのお迎えをお願いする場合がありますので、状況に応じて対応をお願いします。

・風邪（インフルエンザ・コロナ）等により学級閉鎖等となった場合

集団風邪（インフルエンザ等）により学級閉鎖や学年閉鎖となった場合、対象の学級または学年の児童は学級閉鎖等が決まった当日および閉鎖期間中は児童クラブの利用はできません。

また、登校後に学級閉鎖等が決まった場合は、他学級等への感染拡大防止のため、当日は、学校で待機いただくこととなりますので、学校からの連絡に従って早めのお迎えをお願いします。

・特別警報が発令された場合

非常に危険であり、安全が確保できないため、また、公共施設が避難所となるため、児童クラブは「臨時休業」といたします。

■学校の振替休日の開設について

運動会などの学校行事により、学校が振替休日となった場合、児童クラブは8時から開設します。ただし、やむを得ず朝延長利用を希望される場合は、事前に児童クラブに連絡願います。その際は、緊急時朝延長利用（児童1人につき1回200円）が加算されます。

なお、この場合、年間利用の児童については対応できますが、長期休業期間利用の児童については受入施設の確保が困難なため、対応しかねますのでご了承ください。

※卒業式から3月春休みの間の期間は振替休日ではありませんのでご注意ください。

■その他

仕事の休暇日など保護者の方が自宅におられ、お子様をみることができる日は、できる限りご自宅で過ごしていただくようお願いします。

4 夕延長・朝延長利用について

このサービスは、フルタイム勤務、パート勤務、不規則勤務、また遠方勤務など、保護者の皆さんの多様なライフスタイルにお応えできるよう実施しています。利用される場合は、事前（入会申込の際）に利用申込みをお願いします。なお、**お子様の送迎時間は、必ず開設時間内の時間厳守でお願いします。**

■夕延長利用について

児童クラブの開設時間は、18時00分までとなっています。勤務等の都合により、お子様のお迎えが18時00分を超えてしまう場合は、この「夕延長利用」をご利用ください。

ただし、**夕延長は、「18時00分から18時30分まで」となっていますので、必ず18時30分までのお迎えをお願いします。**

■朝延長利用について

夏休みなどの学校の「長期休業期間」の開設時間は8時00分からとなっています。勤務等の都合により、開所前からの利用を希望される場合は、この「朝延長利用」をご利用ください。

ただし、**朝延長は、「7時30分から8時00分まで」となっていますので、必ず7時30分以降の利用でお願いします。**

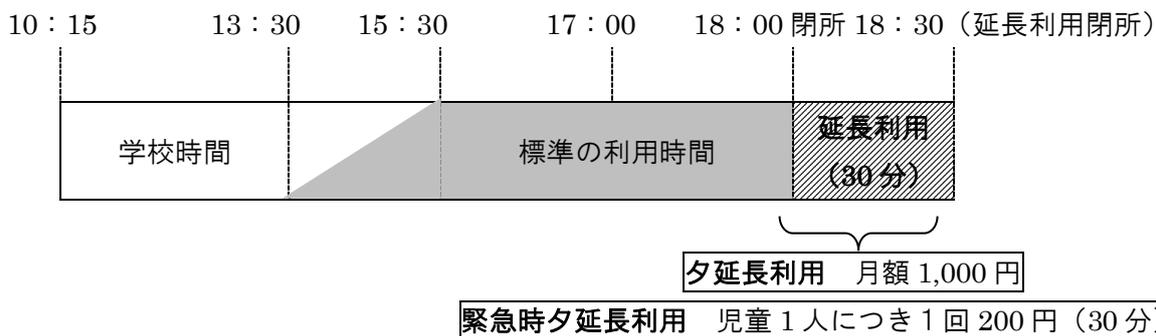
■緊急時延長利用について

「緊急時延長利用」は、夕延長や朝延長を申し込んでおられない方で、急なお仕事の都合や、ご家庭の事情等による緊急やむを得ない理由でお迎えが遅くなったり、朝の利用が早くなってしまう場合のための制度です。

ただし、**夕方は18時30分まで、朝は7時30分からとなります。**また、**緊急時延長利用の負担金として、児童1人につき1回200円（30分単位）を負担金に加算いたしますので、ご了承ください。**

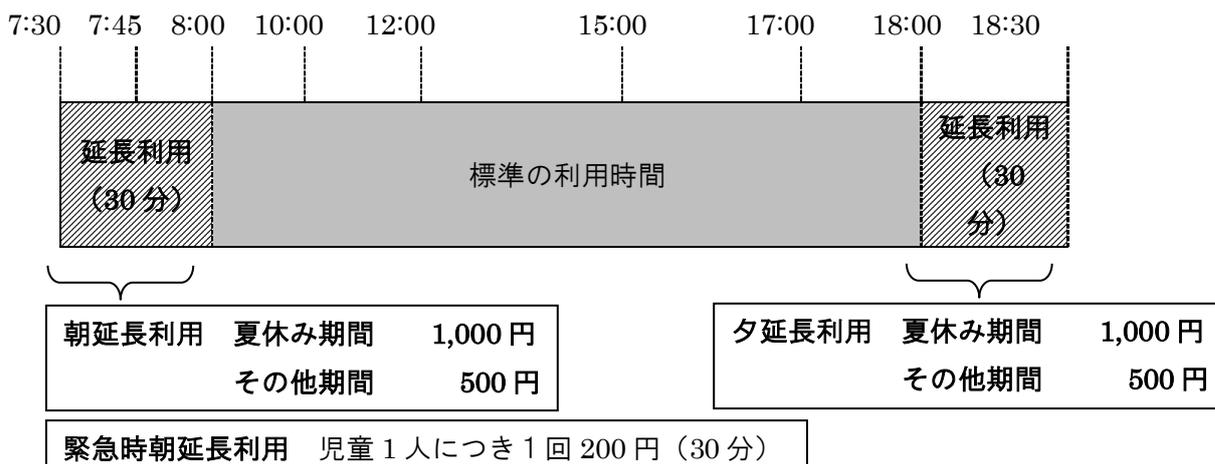
なお、緊急延長利用の有無の判定は、ICカードによりシステム（安心でんしょばと）に打刻された時間を基に行いますので、時間に余裕をもって送迎をお願いします。

【学校授業日の夕延長】



※18時30分以降の延長（緊急延長含む）はありませんので、必ず時間内にお迎えをお願いします。

【長期休業期間の夕延長・朝延長】



※年間利用の方 ⇒ 夕延長利用は年間を通じて学校授業日の取扱い（毎月 1,000円）

5 土曜日利用について

■利用できる対象児童

児童クラブに「年間利用」で入会されている児童で、土曜日に保護者が就労等により誰もおらず、留守家庭児童となる場合にご利用できます。

■開設場所と利用できる入会児童

次の2か所にて開設し、利用できる入会児童は次のとおりです。

土曜開設クラブ	開設場所および運営者	利用できる対象児童
坂田第1児童クラブ (さかっこクラブ)	所在地：宇賀野273 (坂田第1児童クラブ 専用棟・旧坂田診療所) 運営：(特非)わか	米原第1児童クラブ入会児童
		米原第2児童クラブ入会児童
		河南児童クラブ入会児童
		坂田第1児童クラブ入会児童
		坂田第2児童クラブ入会児童
息長児童クラブ入会児童		
伊吹児童クラブ (いぶきっ子クラブ)	所在地：春照37 (伊吹薬草の里文化 センター内) 運営： (公財)伊吹山麓まいばら スポーツ文化振興事業団	大原児童クラブ入会児童
		山東児童クラブ入会児童
		柏原児童クラブ入会児童
		伊吹児童クラブ入会児童

■土曜日の開設時間

8時から17時まで（※土曜日の延長利用はありませんのでご注意ください。）

■開設しない土曜日（休業日）

祝日の土曜日

12月29日から1月3日までの間の土曜日

■ご利用に当たって

➤ 児童の送迎

児童の送迎は、長期休業期間（平日）と同様、原則は保護者の方、または祖父母等大人の方でお願いします。なお、送迎時間は開設時間内をお願いします。

➤ 土曜日の利用予定表の提出

土曜開設クラブでは、あらかじめ出欠状況を把握する必要がありますので、児童クラブが指定する日までに、次の土曜日利用予定表を土曜開設クラブに提出してください。

- 昼食は、弁当持参でお願いします。
- 実費相当額
教材費・おやつ代は、土曜日利用分として月額 500 円程度が必要です。
土曜開設クラブにお支払ください。
- 利用の制限
 - ・ 風邪（インフルエンザ）等による学級閉鎖時
学校授業日（平日）と同様、感染拡大防止のため、症状の有無に関わらず、該当する学級の児童は土曜日にも利用できません。

 - ・ 自宅にて保育可能なとき
学校授業日（平日）と同様、仕事の休暇日など保護者の方が自宅におられ、お子様をみることができる土曜日は、できる限りご自宅で過ごしていただくようお願いします。

6 保護者負担金の取扱いについて

児童クラブの負担金は、年間を通じて利用される「年間利用」と、夏休みなどの長期休業期間のみを利用される「長期休業期間利用」、さらに延長利用（朝・夕）および土曜日利用など、それぞれの区分による負担金額により、取り扱うこととしています。なお、負担金については、次のとおりとしています。

➤ 負担金（児童1人当たり）

年間利用および長期休業期間利用の入会決定後は、利用の有無に関わらず、負担金が必要です。

■ 「年間利用」をされる方

月額基本負担金 月額10,000円

延長利用をされる方

区 分		負担金額
夕延長利用（18:00～18:30）		月額 1,000円
朝延長利用 （7:30～8:00）	夏休み期間	期間 1,000円
	その他期間	期間 500円

土曜日利用をされる方

区 分	負担金額
土曜日利用	月額 4,000円

※その他期間は、「春休み」「冬休み」です。

※延長利用・土曜日利用を申込みされた場合は、利用の有無に関わらず、月額負担金に当該金額が加算されます。

※緊急時延長は、児童1人につき1回当たり200円（30分単位）が加算されます。

■ 「長期休業期間利用」をされる方

期間別基本負担金

区 分	負担金額
学年始休業日（4月春休み）	4,000円
夏季休業日（夏休み）	18,000円
冬季休業日（冬休み）	4,000円
学年末休業日（3月春休み）	4,000円

延長利用をされる方

区 分		負担金額
夕延長利用 （18:00～18:30）	夏休み期間	1,000円
	その他期間	500円
朝延長利用 （7:30～8:00）	夏休み期間	1,000円
	その他期間	500円

※その他期間は、「春休み」「冬休み」です。

※延長利用を申込みされた場合は、利用の有無に関わらず、左記の期間別基本負担金に右記金額が加算されます。

※緊急時延長は、児童1人につき1回当たり200円（30分単位）が加算されます。

■ その他実費負担額（減額・免除対象外）

活動費（おやつ・教材費等）	月額 2,000円程度
---------------	-------------

※活動費は、児童クラブへお支払いください。（各クラブの活動内容等により金額は変わります。）

※事前に準備が必要です。退会される場合は、クラブへも事前に連絡してください。

➤ 負担金納付に当たって（お支払いのルール）

■ 「年間利用」の場合

負担金区分		負担金お支払のルール	徴収時期（納期）
1	月額負担金	利用実績に関わらず、月額負担金をお支払いいただきます。	利用月の翌月末
2	夕延長利用の負担金	夕延長の利用実績に関わらず、夕延長利用の申込みがあれば、1の月額負担金と併せてお支払いいただきます。	利用月の翌月末
3	朝延長利用の負担金	朝延長の利用実績に関わらず、朝延長利用の申込みがあれば、期間別の朝延長利用の負担金をお支払いいただきます。	4月春⇒5月末 夏休み⇒9月末 冬休み⇒2月末 3月春⇒4月末
4	土曜日利用の負担金	利用実績に関わらず、土曜日利用の申込みがあれば、土曜日利用の負担金をお支払いいただきます。	利用月の翌月末
5	緊急時延長利用の負担金	緊急時利用申請書に基づき、月額負担金と併せてお支払いいただきます。	利用月の翌月末

■ 「長期休業期間利用」の場合

負担金区分		負担金お支払のルール	徴収時期（納期）
1	期間別負担金	利用実績に関わらず、申込みがある期間の期間別負担金をお支払いいただきます。	4月春⇒5月末 夏休み⇒9月末 冬休み⇒2月末 3月春⇒4月末
2	朝延長利用の負担金	朝延長の利用実績に関わらず、期間別負担金と併せてお支払いいただきます。	1と同じ
3	緊急時延長利用の負担金	緊急時利用申請書に基づき、期間別負担金と併せてお支払いいただきます。	1と同じ

■納付方法（お支払い方法）

納付に当たっては、口座振替による納付とします。引き落とし日は、翌月の末日となります。末日が土日、祝日の場合は、その翌営業日となります。

初めて利用される方は、別途「口座振替依頼書」を提出いただき、手続きを必ず行ってください。提出先は、ご利用される指定金融機関窓口、市役所子育て支援課（本庁舎）、その他市役所窓口、のいずれかに提出してください（市役所では金融機関届出印の確認ができないため、金融機関にご提出いただくと円滑に手続きができます。）。

なお、負担金が未納になった場合は、入会を保留または退会していただく場合があります、遅延損害金が発生する場合がありますので、ご注意願います。

※継続してご利用される場合であっても、当該年度の保護者が前年度の保護者と違う場合、再度「口座振替依頼書」の提出が必要となりますのでご注意ください。
なお、保護者を前年度の保護者へ変更する場合は、変更届の提出をお願いします。

7 負担金の減額・免除について

次の要件に該当する方は負担金の減額または免除措置が受けられます（ただし、緊急延長利用の負担金・活動費は対象外です。）。制度をご利用される方は、申請書の提出が必要ですので、必要に応じて添付書類を添えて提出してください。

1 減額・免除措置の内容

区 分	措置の内容
① 生活保護世帯	負担金の <u>全額免除措置</u> が受けられます。
② 里親世帯	負担金の <u>全額免除措置</u> が受けられます。
③ 市民税非課税世帯	負担金の <u>4分の3に相当する金額の減額措置</u> が受けられます。
④ ①、②、③以外のひとり親家庭等	負担金の <u>2分の1に相当する金額の減額措置</u> が受けられます。
⑤ ①、②、③、④以外の兄弟姉妹（2人以上の利用）	<u>同時に入会している児童のうち、最年長児童以外の全ての児童の負担金の4分の1に相当する金額の減額措置</u> が受けられます。

※④のひとり親家庭等は、③の非課税世帯に該当しない母子家庭、父子家庭、祖父母家庭等が対象となります。

※⑤の兄弟姉妹は、①、②、③、④に該当しない世帯が対象となります。

2 申請手続きについて

電子申請（マイナポータル）または紙の様式で提出ください。

○電子申請（マイナポータル）はこちらから



○様式のダウンロードはこちらから（紙申請）



➤ 提出書類等

区 分	提出書類	添付書類
① 生活保護世帯	申請書 1部	なし
② 里親世帯		措置決定通知書（里親）の写し
③ 市民税非課税世帯		課税状況等の閲覧の同意（同意書の提出）があれば添付書類は不要。 （ただし、令和5年（2023年）1月1日現在で市外在住の方および閲覧に同意されない場合は、市民税非課税証明書等、非課税世帯であることがわかる証明書の添付が必要。） ○4月・5月⇒令和5年度市県民税の状況による ○6月以降⇒令和6年度市県民税の状況による
④ ①、②、③以外のひとり親家庭等	申請書 1部	児童扶養手当の受給状況の閲覧の同意（同意書の提出）があれば添付書類不要。 ただし、 <u>上記手当等を受給されていないひとり親家庭等の方は、戸籍抄本（謄本）の添付が必要</u> （添付された戸籍抄本（謄本）は減額免除の審査以外には使用しません。）。
⑤ 兄弟姉妹	不要	不要

申請書提出締切（時期）

年度当初から入会される方：令和6年3月8日（金）

年度途中で対象となった方：随時

年度途中で入会される方：随時（入会されたとき）

3 適用のルール

区 分	適用のルール
① 生活保護世帯	年度途中で生活保護の決定を受けた場合は、速やかに申請手続きをお願いします。なお、適用は、当該申請された月分からとなります。
② 里親世帯	年度途中で措置の決定を受けた場合は、速やかに申請手続きをお願いします。なお、適用は、当該申請された月分からとなります。
③ 市民税非課税世帯	直近の市県民税の状況から該当の有無を判断します。年度途中の申請については、当該申請された月分からとなります。
④ ①、②、③以外のひとり親家庭等	年度途中でひとり親家庭等となった場合は、速やかに申請手続きをお願いします。なお、適用は、当該申請された月分からとなります。
⑤ ①、②、③、④以外の兄弟姉妹（2人以上の利用）	減額の対象となる児童は、同時に入会している児童のうち、最年長児童以外の全ての児童です。 また、兄弟姉妹の利用区分が、「年間利用」と「長期休業期間利用」とで異なる場合は、2人以上の入会となる月の負担金が対象となります。 (例 最年長児童：夏休み利用 2人目入会児童：年間利用 ⇒ 2人目の7, 8月の年間利用負担金が1/4減額)
⑥ 減額する負担金の範囲	減額および免除する負担金は、「年間利用」については月額負担金、「長期休業期間利用」については期間別負担金、延長利用の負担金（朝・夕）、土曜日利用の負担金が対象となります。
⑦ 減額による端数処理	減額措置による負担金の端数処理は、100円未満切り上げにより処理します。

※利用の自粛や未利用の場合であっても、負担金の減免はありませんのでご注意ください。

8 お問い合わせ

■入会手続き・負担金等についての問い合わせ先

〒521-8501 米原市米原1016番地

米原市役所本庁舎 子育て支援課 電話53-5131

■開設クラブの問い合わせ先

名 称	所 在 地 運 営	連 絡 先
米原第1児童クラブ (まいはらっ子クラブ)	入江 296 (米原第1児童クラブ 専用棟 ※旧米原幼稚園)	TEL080-2446-8093 (クラブ) TEL52-9610 (クラブ)
	(特非)きづな	
米原第2児童クラブ (あしたばひろば)	入江 307 (米原第2児童クラブ 専用棟 ※米原小学校敷地内)	TEL070-8785-9488 (クラブ)
	(株)明日葉	TEL0749-46-5786(明日葉)
河南児童クラブ	枝折 77 (河南小学校内)	TEL090-4434-9867 (クラブ)
	(株)明日葉	TEL0749-46-5786(明日葉)
坂田第1児童クラブ (さかっこクラブ)	宇賀野 273 (坂田第1児童クラブ専用棟・ 旧坂田診療所)	TEL090-6970-3617 (クラブ)
	(特非)わっか	
坂田第2児童クラブ (お家笑里クラブ)	顔戸 1513 (近江学びあいステーション内)	TEL080-1490-4529 (クラブ)
	(特非)おうみ地域人権・文化・ス ポーツ振興会	TEL52-3483 (近江学びあい ステーション)
息長児童クラブ (げんきッズ息長)	能登瀬 1339 (息長小学校内)	TEL080-2536-8474 (クラブ)
	(福)米原市社会福祉協議会	TEL52-8005 (社協)

名 称	所 在 地	連 絡 先
	運 営	
大原児童クラブ (はらっば)	野一色 1184 (大原児童クラブ専用棟・ 旧大原幼稚園)	TEL55-1255 (クラブ) TEL090-5010-9976 (クラブ) TEL080-8501-6062 (クラブ)
	(特非)おおはら	
山東児童クラブ (ほたるっ子 310)	志賀谷 1907 (山東児童クラブ専用棟 ※旧山東生涯学習センター内)	TEL080-2518-0552 (クラブ) TEL55-2578 (山東学びあいステーション)
	(特非)カモンスポーツクラブ	
柏原児童クラブ (のびっ子)	柏原 2320 (柏原小学校内)	TEL090-7366-9304 (クラブ) TEL57-0015 (クラブ) TEL57-0077 (柏原こども園)
	(福)柏葉会	
伊吹児童クラブ (いぶきっ子クラブ)	春照 37 (伊吹薬草の里文化センター内)	TEL090-5906-3728 (クラブ) TEL58-0105 (薬草の里)
	杉澤 817 (春照小学校内※夏季休業期間のみ) (公財)伊吹山麓まいばらスポーツ 文化振興事業団	